



2025年5月2日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

**(経過事項の報告) Jトラスト株式会社の子会社による当社持分法適用関連会社
に対する破産申立と裁判所による臨時管財人選任請求の却下について**

2023年7月11日付開示「J Trust Asia が Group Lease PCL に対して再度会社更生手続を申請」においてお知らせのとおり、当社の持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下、「G L」) に対し、日本の上場企業である J トラスト株式会社の子会社である J Trust Asia (以下 JTA) から会社更生申立訴訟が提起されたこと、及び申立が棄却された後の控訴においても棄却 (G L 勝訴) されたことを、2025年2月12日付開示「(経過事項の報告) Group Lease PCL に対する会社更生法適用申請の控訴棄却に関するお知らせ (勝訴)」において当社よりお知らせしております。当該開示の訴訟は最高裁への上告手続きを JTA、G L の両社が検討する期間であるとの報告を受けております。

本日、当社は G L より、JTA がタイ中央破産裁判所に対して、G L の破産と臨時管財人を選任し、G L 取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日に JTA のみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該 JTA による臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所は JTA の申立を却下したことが判明したとの報告も受けましたのでお知らせいたします。

当該措置は日本における仮差押に似た制度であり、一般的に申立人である JTA からの意見のみを聞いて裁判所が判断する手続きになります。それにもかかわらず、裁判所は JTA の訴えについて、そもそも債権者としての地位が不確定であり、ならびに債権額も不確定であるとして、「訴えの利益がない」と却下しております。

JTA は G L に対して、2018年からわずか7年間に3回もの会社更生申立を行い、執拗に攻撃しておりますが、一度も認められたことはありません。タイ最高裁で上告可能期間中の3回目の申立は、その前段階のタイ中央破産裁判所及びタイ特別控訴裁判所では、JTA 自身による2回目の会社更生申立が最高裁で継続中だったことから、申立が退けられております。そして上記のように現在、JTA が自ら提起した3回目の会社更生申立訴訟が継続しております。この間、JTA が新たな会社更生申立てを提起することは、タイ法上禁じられています。

今回の破産裁判提起ならびに臨時管財人選定申立は、その内容は会社更生申立と近接した内容です。しかしながらタイ法上、条文が異なります。この違いを利用して本訴訟は、提起されました。上記タイ法の抜け穴を狙って行われた濫訴であり、度重なる訴訟提起の繰り返しは、G L や当社グループに対して損害を与えること自体が目的であると、当社は考えております。また多数の訴訟提起を行う中で JTA は一方では契約無効を訴えて契約は存在しないとして訴訟提起しながら、別の他方では当該契約に基づいて自らを債権者であると主張しており、このような矛盾はタイ裁判所も指摘しているところです。

G L からは、今後当該一連の無数の訴訟を提起し続けている JTA、J トラスト、その経営者などに対して、刑事民事など全ての方法で責任を問い、損害賠償を求めてまいると報告を受けております。当社も、このような執拗な裁判の繰り返しは濫訴そのものに他ならず、単にこれを防御するだけでは不足、その責任を問うべきであると考えておりますので、全面的に協力してまいります。

以下はG L より報告を受けた内容となります。なお（＊以下）は翻訳者による読者が理解するための脚注となります。

（G L の代理人による報告）

JTA がG L に対し中央破産裁判所（以下「裁判所」という）に提起した破産事件（事件番号：Lor. 2567/2568）（以下「本事件」という）に関して、以下の通りお知らせいたします。

2025 年 4 月 22 日、JTA はG L に対し訴状を提出し、同日、臨時管財人選任の申立を行いました。同日、JTA の証人として足立氏（＊J トラスト・JTA 取締役）、他 2 名が出席した非公開審理が行われ、審理は同日中に終了し、裁判所は本日（2025 年 4 月 30 日）に判決の言い渡し期日を指定しました。

これに対して、G L の代理人はその他の弁護士と協力し、2025 年 4 月 25 日、28 日、29 日付の異議申立てを提出しました。

本日、G L の代理人、JTA の弁護人チーム、および足立氏は審理に出席しました。

裁判所は JTA の臨時管財人選任請求を却下しました。裁判所は当方の異議も審理し、特に対象投資契約は 2017 年 11 月 30 日に期限を迎えましたが、その前に原告が契約無効による当該契約の解除を（＊G L に対して）通知し、被告に対し原告の投資資金の返還を請求した点を重視しました。さらに、原告は被告らに対し、民事裁判所事件番号（黒） Phor 83/2561（＊2018 年提起）において、不法行為および契約無効を理由に損害賠償を請求する民事訴訟を提起しております。この訴訟は現在審理中で、転換社債投資契約に基づく債務は現時点において法的争点となっており、（＊債権債務の有無や債権の）金額は未定です。したがって、原告の請求には、裁判所により臨時管財人選任命令を発令するに足る根拠があるとは結論付けられませんでした。

以下に裁判所の命令を添付いたします。

なお、裁判所は臨時管財人選任請求を却下したため、G Lは依然として自己の資産の管理・支配を完全に行うことができます。ただし、本破産手続について、引き続き裁判所において審理が進行することになります。

今後の手順

今回、（＊JTA による）臨時管財人選任請求が却下されました。ただし、破産申立そのものの審理は継続されます。裁判所はG Lに対し、召喚状と訴状副本を送付します。G Lがこれらを受領後、期限内に答弁書を裁判所へ提出する必要があります。当事者は、通常の訴訟手続きに従い、主張を裏付ける証拠や証人を提出する必要があります。

（引用終わり）

本申立は、JTA が自社側の主張のみを裁判所に提出して判断を仰ぐものあり、裁判所の判断を利用してG Lに対する攻撃を図ったものでありますが、先んじて申立内容を把握したG Lが適切な反論を行い本申立は棄却されました。かねてよりお伝えの通り JTA は3度に渡る会社更生法適用の申立のみならず、複数の国において根拠のない訴訟を繰り返しております。破産申立ならびに臨時管財人選任申立という裁判所への申立により攻撃を図ったこのたびの行為でそれらの意図はさらに明らかになったと考えております。今回の破産申立てに対しては、これまでの会社更生申立と同じく反論し、却下を求めてまいります。それに留まらず、当社としても今後G L及び当社グループが被った損害に対してさらなる補償を追加して賠償を追求してまいります。本件に関して追加すべき情報があれば追ってお知らせいたします。

以 上